

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>経 済 局</p>	<p>(20 年度)</p>	
<p>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</p>	<p>改 善 措 置</p>	
<p>1 補助金 (2)補助対象事業経費の範囲 ⑱ (財) 仙台観光コンベンション協会運営費等補助金</p> <p>当団体には自主財源(会費収入等)があり、また、指定管理者事業を行っていることから、当団体の運営に要する経費(管理費)の全てを補助対象事業経費の範囲に含めることの適否が問題となる。</p> <p>この点につき、以下のことを考慮すれば、当団体の管理費全てを補助対象事業経費の範囲と扱う合理的根拠に乏しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当団体の自主財源で賄うべき経費の範囲が不明確であること。 ・法人管理業務には補助対象事業以外(指定管理者事業)に見合う業務が含まれていること。 	<p>補助対象経費及び自主財源により賄うべき経費の範囲について整理を行い、平成 22 年度より自主財源をもって行うべき事業に係る管理費の全部又は一部を補助対象外経費としているが、財団法人仙台観光コンベンション協会運営費等補助金交付要綱を平成 23 年 11 月 1 日付で改正し、その旨を明確にした。</p> <p>なお、当団体は平成 21 年度より指定管理者事業を行っていない。</p>	